公益財団法人愛知県スポーツ協会 協賛金等取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「本会」という。）が受領する協賛金及び寄附金に関し、必要な事項を定め、これらの適正な管理及び透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義等）

第２条　本会が受領する協賛金及び寄附金は、次の各号のとおりとする。

（1）協賛金　　企業等が契約に基づき本会を支援するために提供する金銭その他の財産

（2）一般寄附金　使途の定めのない金銭その他の財産

（3）指定寄附金　次のいずれかに該当する使途が定められた金銭その他の財産

イ　寄附者が使途を定めて拠出するもの

ロ　本会があらかじめ使途を定めて募集するもの

２　第１項第１号の提供者を、その契約規模に応じてオフィシャルパートナー又はオフィシャルサポーターと称する。

３　第２号及び第３号の提供者をフレンドシップメンバーと称する。

（協賛契約）

第３条　協賛企業等の本会への支援及び権利の内容、契約書様式及び内容並びに契約期間は、個別に協議して決定するものとする。

（寄附金の募集）

第４条　寄附金の募集は、次の各号のとおりとする。

（1）本会は、常時一般寄附金を募ることができる。

（2）指定寄附金のうち、寄附者から使途が定められた寄附金は、指定寄附金申込書（別紙様式）により寄附の申し出を受け付けることとする。

（3）本会が指定寄附金を募集するときは、次の事項及びその他必要な事項を記載した書面（以下、「募金趣意書」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

イ　募集理由

ロ　募集総額

ハ　募集期間

ニ　募集対象

ホ　寄附金の使途

（使途）

第５条　協賛金及び一般寄附金は、その総額の 50％以上を公益目的事業に使用するものとし、残額を管理費に充てることができる。

２　指定寄附金は、寄附者又は本会が定めた使途に使用するものとする。なお、前条第３号により募集する寄附金は、適正な募集経費を控除した残金の総額を

本会が定めた使途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30％以下でなければならない。

（受入の制限）

第６条　協賛金及び寄附金が次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、当該協賛金及び寄附金の受領を辞退しなければならない。

（1）法令に違反するもの

（2）寄附金について、当該提供者に特別の利益が生じるもの

（3）本会の業務遂行上支障があると認められるもの及び本会が受入れるには社会通念上不適当と認められるもの

（4）反社会的勢力に係る者からの協賛又は寄附と認められるもの

（趣意書等の交付）

第７条　本会が指定寄附金を募集するときは、募集趣意書を募集対象者に事前に交付しなければならない。

２　前項にかかわらず、本会ホームページにおいて募集趣意書を公開することで、事前交付に代えることができる。

（受領書等の送付）

第８条　寄附金を受領した際は、遅滞なく受領書及び礼状を寄附者に送付するものとする。

（指定寄附金に係る結果の報告）

第９条　本会が指定寄附金の支出を完了したときは、当該寄附金の収支に係る決算書及び成果報告書を寄附者に送付する。

２　前項にかかわらず、本会ホームページにおいて決算書及び報告書を公開することで報告書等の送付に代えることができる。

（情報公開）

第 10 条　本会が受領した寄附金のうち指定寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 36 条第５項に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等に供するものとする。

（個人情報の保護）

第 11 条　協賛金及び寄附金に関する個人情報については、別に定める本会個人情報取扱規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附　則

この規程は、2025 年６月 20 日から施行する。

様式(第4条関係)

公益財団法人愛知県スポーツ協会 宛

指定寄附金申込書

年　　月　　日

このことについて、下記のとおり申込みます。

記

1　寄附金額　金　　円也　※後日、本会より請求書を発行します。

2　寄附金の使途を次のとおり指定する。

（　　）

3　寄附者の情報

フリガナ	
ご芳名又は法人・団体名	
代表者役職名	
代表者氏名	
ご住所・所在地	〒
受領書宛名	
受領書送付先 （異なる場合のみ）	
電話番号	
メールアドレス	
ご担当者 （法人・団体のみ）	

4　寄附者のご氏名（個人以外の場合は法人又は団体名）を事業報告書及び公式サイト等に掲載することについて

同意する・同意しない